

近世スコットランドにおける婚姻法と社会変化 —— イングランドとの比較 ——

松 下 晴 彦

Marriage Laws and Social Changes in Modern Scotland:
in comparison with those of England

MATSUSHITA Haruhiko

はじめに

我々、彼の国から遠く離れた異郷の地に住む人間達は、イギリスと呼ばれている地域をどのように見、どの程度理解しているのだろうか。日本の歴史を振り返ってみても、イギリスとの関係は深いものであった。幕末日本は諸外国の中でも最初にイギリスと通商条約を結び、明治維新後、イギリスを手本として近代国家を形成していった。近代日本社会の建設に多くのイギリス人が大きく貢献したことは忘れられない。今日、彼の国の言語である英語を第一外国語として学ぶ機会もあり、日本と同じ島国ということからも、何かしらの親近感がある。イギリスは、我々にとって、外国の中でも最も理解する機会に恵まれた国の一つなのである。

ところが、彼の国をどれ程正確に理解できているのかという点では疑問がある。同じ島国ということで、イギリスが日本とあたかも同質なものと考えてしまっているところが我々にはなかったであろうか。日本でいうイギリスとは、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドからなる連合王国である。連合王国はあくまでも国王と議会の連合であって、必ずしも歴史、言語、文化、そして法律を共有するものではないのである。様々な人種が独自の文化を持って混在しているのが現実である。

本論では、主にスコットランドにおける結婚制度、婚姻法に着目し、それらを通して、イギリスと呼ばれている国、イギリスの多様性を理解したいと考える。結婚とは男女が新たに一つの家族を築く形態である。結婚をして新たな家族を築くということは経済的自立が達成された状態と見なされてきた。社会において、家族は基本単位と考えられてきた。それは、住居、消費活動、子孫繁栄のための基本単位であるばかりではなく、生産活動の基本単位でもあった。なお、これ以降、通常日本で言われるイギリス、つまりイングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの地域を総称して「連合王国」とし、それぞれの国はその

名を使用することとする。

連合王国の婚姻法

先ず、現在の連合王国の婚姻に関する法律を確認しておきたい。ここでは、日本の法律との対比、および連合王国内での対比も行いたい。

連合王国内で禁じられた結婚は、日本と同じく、出生時における性が同一の者同士の結婚、近親者間の結婚、および重婚である。加えて、結婚しようとする人が、結婚の性格を理解し、結婚することに同意する能力があることも要求されている。結婚できる年齢は、日本では男性が18才以上、女性が16才以上であるのに対し、連合王国では男女とも16才以上である。ただし、未成年者の結婚に要求される親（または法定後見人）の同意に違いが見られる。日本では20才未満の者の結婚に親の同意が必要とされるが、イングランド、ウェールズ、そして北アイルランドでは18才未満に必要とされる。これらに対してスコットランドでは、伝統的に親の同意は全く必要とされていない。つまり、スコットランドでは、現在でも、16才以上の男女は、親の同意なしに、自由に結婚することが可能なのである。

同一の連合王国内で結婚に関する法律に違いがあるので、ある国の者が他の国で結婚する場合には様々な問題を抱えてきた。18世紀後半以来、イングランド人が結婚しやすいスコットランドに駆け落ちして、その地で結婚をするという問題もあった。このため、現在では、イングランド、ウェールズ、そして北アイルランドでは、結婚するにあたり、結婚をしようとする国にあらかじめ滞在していることが要求されている。その期間は、結婚の様式によって異なっているが、おおむね数週間程度である。一方、スコットランドにおいては、1857年のスコットランド婚姻法で義務付けられた3週間の滞在規定が、1977年の婚姻法で廃止されており、結婚前の同国滞在に関する規定はない。ただし、手続きが以前よりも複雑になり、時間が最短でも2週間かかるので、以前のように駆け落ちした者がすぐに結婚できるというものではない。

結婚の法的な手続きを見ると、日本の簡素なものに比べると、連合王国のものは複雑で重厚な感がある。日本でも、連合王国でも、法律上結婚したと認められるのは婚姻届を役所に出した時である。日本では婚姻届とともに双方の戸籍抄本、または戸籍謄本を出すだけで済ませられ、時間も僅か数分しかからないであろう。ところが、連合王国の場合は、結婚する前に、結婚予告通知を登録事務所に出さなければならず、時間も法的な結婚状態となるまで数週間もかかる。また、日本では、結婚式は挙げなくとも、婚姻届を役所に出すだけで法律上結婚したと認められるが、連合王国では「結婚式」なるものを挙げなくてはならない。つまり、結婚当事者双方が、式を司どる人と二人の証人の前で、結婚の誓いをたてることが必要とされている。このような儀式には、宗教結婚と民事結婚が法律で規定されている。宗教結婚は、どの宗教であっても、法律により資格を与えられた牧師や司祭によって司どられる

結婚で、教会等の場で挙げられる。民事結婚は大衆結婚とでも言うべきものであり、非宗教的で、市町村の登録事務所等の場所で登録官によって司どられるものである。法的に認められる結婚をするにはこれらの儀式を通過する必要があるのだが、細かい規定には国によって違いがある。日本のように婚姻届と戸籍抄本・謄本を役所に出せば結婚が認められるものと比べると、連合王国の場合、手続きは複雑で、時間と費用がかかるのである。

次に、スコットランド、及びイングランド（ウェールズでは基本的にイングランドの法律が適用される）の法律を確認したい。

現在、スコットランドにおける結婚は、1965年スコットランド出生・死亡・婚姻登録法と1977年スコットランド婚姻法とが主に関係している。スコットランドでも宗教結婚と民事結婚が法律で規定されている。法的な手続きの流れでは、宗教結婚、民事結婚といった結婚形態に関わらず、結婚予告通知を登録事務所に提出し、結婚式を挙げ、登録事務所に結婚を登録し、そして法的に結婚が認められる。スコットランド法の特徴は、16才以上の男女であれば親の同意がなくとも結婚ができること、結婚式に先立つ滞在に関する規定がないこと、特に宗教結婚において結婚式を挙げる場所・時間に関する規定が柔軟であることが挙げられる。

結婚式を司どることができるのは、宗教結婚では、宗教・宗派にかかわらず、司祭、牧師、僧侶など法律で資格を認められた者であり、民事結婚では、登録庁（General Register Office）に任命された登録官、または副登録官である。場所と時間に関しては、スコットランドはイングランドよりも柔軟であるように思われる。宗教結婚では、結婚する当事者が結婚を司どる資格のある人間と16才以上の二人の証人を手配できれば、時刻がいつであっても、場所がスコットランドのどこであっても認められている。民事結婚では、結婚式は基本的には登録事務所で行われ、登録事務所が開いている時間帯、通常、平日であれば午前9時から午後4時、土曜日は午前9時より午後1時までの間でなければならない。この登録事務所の時間制限には例外があり、遠隔地においては駐在登録官（Parlour Registrar）が各自の判断で、自分の家で、時刻の制限なく結婚式を挙げることが認められている。

結婚にかかる費用については、日本では、法的な結婚状態になるだけであれば、せいぜい戸籍抄本または戸籍謄本にかかる費用だけである。スコットランドでは、1999年4月1日時点で次の通りである。民事結婚、宗教結婚の両方とも、新郎および新婦が結婚予告通知を登録官に提出する際、それぞれが12ポンドを払う。二人合わせて24ポンドである。民事結婚式を挙げるのに45ポンドかかる。ここまで最低でも69ポンドかかることになる。結婚証明書発行の手数料が8ポンドである。登録事務所によっては着替えのための控え室があるところがあるが、その使用料は統一はされてはいない。控え室使用を希望する者のみにかかる費用ではあるが、グレトナの登録事務所では20ポンドである。宗教結婚に関しては、それぞれの教会、団体によって決められているが、200ポンド位かかると言われている。

イングランドでは、1994年婚姻法（施行は1995年）によると、結婚式は、イングランド国教会、登録事務所、登録済み建物、あるいは登録済み礼拝所で行われることになっている。「登

「登録済み建物」とは、イングランド・ウェールズ登録庁総監（Registrar General for England and Wales）によって公式に登録された公的な建物で、城・屋敷、市民会館、ホテルのような、社会通念上、品格・威厳のある、屋外ではない場所である。これは1995年になって初めて認められたもので、さまざまな趣向をこらすことが可能となった。「登録済み礼拝所」は、同じく同総監によって登録された、イングランド国教会以外の宗教的な礼拝所である。民事結婚は登録事務所または登録済み建物で、宗教結婚はイングランド国教会または登録済み礼拝所で行われる。結婚式は登録官、または法的に認められた者によって司どられ、書類にサインをする二人の証人の立ち合いのもと、午前8時から午後6時の間に行われることとされている。時刻の制限はあるが、結婚式は日曜日、祝日であってもかまわない。

法的な手続きからみると、イングランド国教会とそれ以外とで違いが見られる。イングランド国教会（Church of England）は、「国教会」として、日頃教会に来ない人であっても教会で結婚する権利を付与している。年間、イングランドで挙げられる結婚式のうち、3分の1がイングランド国教会で挙げられているという。イングランド国教会では、以前の配偶者が生きている場合の再婚は認めていない。そのような再婚を認めてよいかについては教会内でも議論が続けられており、イングランド国教会で離婚経験者が再婚した例はあるが、それはあくまでも牧師の判断であって、国教会の下した判断ではない。

イングランド国教会では次の四通りの方法のいずれかで結婚式が挙げられる。「バンズ（Banns：結婚予告）の公表」、「普通許可状（Common Licence）の交付」、「カンタベリー大主教の特別許可状（Special Licence by the Archbishop of Canterbury）」、そして登録事務所で発行される「監督登録官証明書」である。これらの方法のいずれかで、教区教会において結婚式を挙げた後、2通の登録書が発行される。一通は教会で保管され、もう一通は監督登録官へ送られる。

民事結婚とイングランド国教会以外の宗教結婚には、「監督登録官証明書（Superintendent Registrar's Certificate）」、または「監督登録官証明書と許可状（Superintendent Registrar's Certificate and Licence）」が必要とされる。「監督登録官証明書」の発行を受けるには、結婚当事者本人が居住する地区の登録事務所に出向き、結婚予告通知を提出する必要がある。また、結婚予告通知を出す前の7日間にわたり、その登録事務所の管区に居住していなければならず、さらに、証明書が発行されるまで、日曜、クリスマス、グッド・フライデイを除く21日間待たなければならない。この21日間、登録事務所の外にある掲示板に結婚予告が貼り出される。「監督登録官証明書と許可状」は単に「許可状（Licence）」として知られているもので、この場合、結婚当事者のどちらか一方が居住する登録事務所に出向き、結婚予告通知を提出することが求められている。どちらか一方が結婚予告通知を出す前の15日間連続して、その管区に居住していなければならず、通知を出す日には両者とも同日にいなければならない。「監督登録官証明書と許可状」が発行されるまでまる1日かかる。この場合は結婚予告は掲示されない。この他に、結婚式場に出向くことの出来ない病人や囚人のために、「登録庁総監証

明書」がある。

イングランドでの結婚にかかる費用については、1999年4月1日時点での通りである。新郎および新婦がそれぞれが居住する管区の登録官に結婚予告通知を提出する際、一通につき23ポンド、二人が同じ管区に居住していれば一通分、違う管区では二通分を払う。登録事務所で民事結婚式を挙げるのに32ポンドかかる。二人が同じ管区に居住したとして最低でも55ポンドかかることになる。結婚証明書発行の手数料が3.5ポンドである。「監督登録官証明書と許可状」には追加料金として46.5ポンドかかる。監督登録官が登録事務所以外での結婚に立ち合う際、曜日などの条件により100から200ポンドの費用がかかる。宗教結婚にかかる費用はそれぞれの宗教団体によるが、イングランド国教会では200から300ポンドの基本料金に、暖房代、音楽代などの特別料金がかかる。

教会法時代

出生、死亡とともに婚姻を登録事務所に届け出ることが義務付けられたのは、イングランドで1837年、スコットランドでは1855年のことである。それまでは、何らかの結婚証明書(Marriage Lines)が発行されることがあったとしても、保存に関する法律はなかった。また、今日のように結婚の様式を規定した法律ができたのは、イングランドで1754年のことであり、スコットランドでは極最近で1940年のことである。それ以前は、比較的自由に、かつ簡単に結婚ができる状況にあり、何が結婚で、何が結婚でないのか、明確な定義がない状態であった。ここでは、スコットランドにおける結婚制度の歴史を、イングランドとの相違点を考慮に入れ、考察してみたい。

結婚制度は教会と国家の双方が複合的に関わってきたものである。議会で婚姻法や出生・婚姻・死亡登録法ができる以前は、結婚は家族に関する事柄であり、教会の管轄であると見なされていた。国家は、結婚の認可、および結婚に関する教会の司法権を認めており、結婚は教会法をよりどころとするものであった。教会における結婚の儀式はキリスト教誕生のころに制度化されたといわれており、ブリテン島においても幅広く一般に行われてきた。ローマ法王アレクサンデル三世(在位1159~81)は、キリスト教徒は教区教会のドアの所で、(必ずしも不可欠ではないが、望ましくは)証人たちの前で、結婚の誓いをすることを規定した。この地のプロテスタントの教会には、16世紀に起こった宗教改革以前のこの伝統が長く存続していた。

過去において行われた結婚が全て教会でなされたもの、つまり本論でいう「宗教結婚」であったということはない。17世紀末から18世紀初めにかけて、人口の半分が教会で結婚をしていたにすぎないと見積もられている。教会の力が絶対的なものではなかっただし、すべての教区民が信心深い訳でもなかった。スコットランドだけではなく、イングランドにおいても、宗教的儀式、あるいは他のいかなる儀式でも、結婚するために必ずしも必要とされるもので

はなかった。必要なものは男女双方の同意であった。教会外での結婚はIrregular Marriage¹⁾「俗結婚」と呼ばれていた。Irregular Marriageとは、教会で行われる結婚ではなく、口頭であれ文書であれ、証人の立ち合いのもと結婚の誓いをたて、男女を一体化させる大人の間の契約である。スコットランドでは一つの教区が広く、教会までの距離があるという状況もあり、この結婚様式は広く見られるものであった。

16世紀の宗教改革以前の時代、ハンドファスティング (handfasting²⁾：試験結婚) がスコットランドの広い地域で一般に行われていた。この風習は、ウェールズ、アイルランド、北イングランドでも見られたという。ハンドファスティングは、永遠の結婚をする前に、二人の合意に基づき、ラマス・フェア (Lammas Fair : 8月1日の収穫祭) の日から1年と1日の間一緒に暮らし、お互いが望めば正式に結婚し、望まなければ別れるというものである。たとえ別れることになったとしても、双方の名声に傷がつくということではなく、また別の機会があれば、別の相手と再びハンドファスティングできる。別れこととなった場合、子供があればどちらかの親が引き取り面倒をみることになるが、その子が私生児として扱われることはない。この風習は、既に18世紀にはスコットランドの北に位置するハイランドでは見られなくなっていたが、スコットランド南方では存続していた。18世紀においても、ブラックエスク川とホワイトエスク川が合流するダムフリーズ州のLangholmで毎年8月に開催されていたフェアは、出店や騒々しいお祭りの他に、カップルがハンドファスティングに入る機会でもあった。二人は、川岸の芝生で手を握り、これから12カ月間、お互いに誠実でいることを約束する。それから二人が一緒に暮らし、次のフェアが来た時に、結婚するか別れるか、選択がなされるのである。

1754年イングランド婚姻法

俗結婚は、イングランドでは1754年まで、スコットランドでは1940年まで有効な結婚方法として行われていた。この俗結婚を一つの「産業」、いわゆる「結婚屋」として成り立たせていた地区があった。ロンドンでは、フリート監獄(Fleet Prison), キングス・ベンチ監獄 (King's Bench Prison), メイフェア (Mayfair), ミント (Mint), サヴォイ (Savoy) 等が知られている。中でもフリート監獄周辺はこの俗結婚が「フリート結婚」と別称されるほど有名な地域で、18世紀の初めにはこの監獄周辺に60軒もの結婚屋があった。通りにはどのカップルにも声をかける客引き達がいたという。単に結婚の誓いをするだけでよいのであれば、何もわざわざ結婚屋で結婚する必要はないのであるが、この時代に結婚屋が現れ、商売として成り立っていた背景には、新郎新婦が、どんなに短いものであろうと、何かしらのセレモニーを望むようになったためと考えられる。結婚屋では、概して短縮されたものではあるが、イングランド国教会流の式が行われていた。教会で結婚するには、バンズの公表が必要であったり、あるいはお金はかかるが、結婚に障害となるものがないことを証明する許可状を発行してもら

う必要があった。ところが、これらの結婚屋では、バンズの公表も許可状も必要なく、誰でもすぐに結婚することができたのである。結婚する時刻に関しても何ら制限がなかったので、多くの結婚が真夜中に行われていた。どの階級の人間も様々な理由から、この人目につかない結婚屋を利用していったという。これらの結婚屋で行われた結婚のほとんどは正常な結婚であり、正直に愛し合う者たち同士の結婚であったと考えられているが、一方で、結婚によって楽に財産を得ようとする者や重婚をしてしまおうと考える者がこのシステムのスキをついて悪用した。また、貪欲な結婚屋が安々と買収され、偽の書類を書き、裁判になると偽証をするという問題が知られていた。

ロマンティックな愛や個人の選択が重要性を増した最近までは、結婚相手は家族の選択により決められていたと広く言われているが、現実は、ほとんどの若者は比較的自由に結婚相手を決めることができていた。ただし、それは同じ社会階級、同じ宗教等、結婚相手が同じ集団から選ばれている場合のことである。多くの場合、社会における立場が似通っている者同士の結婚が期待されており、上流社会では結婚は親の意向に左右されることが多かった。貴族社会では、爵位の継承や財産の相続があるため、相応しい配偶者の選択が大きな問題であった。子の結婚に対する親の同意は望まれるものであったが、当時のイングランドには法的な根拠はなかったので、貴族やジェントリーは、彼らの財産の相続に影響を与える俗結婚に不安を抱いていた。子供が、何時、いかなる場所においても、親の同意なしに、取り消し不能な結婚が容易にできてしまう状況であり、子供がフリートかどこかで既に結婚してしまったと言えば、親の決めた結婚を拒否することも可能なのである。それが本当であれば、嘘であれ、子供の言っていることが証人によって裏付けられたなら、もはや否定は不可能であり、それでも親が子供をさらに結婚させようとすれば、重婚になってしまう危険性がある。そのような結婚を司どる者は誰もいないのである。

イングランド国教会は、全ての結婚が教会内で牧師によって司どられるように制度化したかった。貴族院は、爵位や財産の相続問題を招く俗結婚に規制をかけようと幾度となく試みていた。しかし、それらはことごとく下院に潰されてきた。下院でなされた議論には大きく次の三つがある。先ず、俗結婚を禁止し、教会での結婚のみが合法とされると結婚に費用がかかるようになり、貧民にとっては結婚することが困難なものとなる。結果として、同棲、私生児、ひいては嬰児殺しの増加を招く危険性を孕んでいるということである。次に、子供には望む相手と結婚する権利があり、多くの貴族に見られるような、愛もない決められた結婚を子供に強要すべきではないということである。そして最後に、貴族が自分の子供の結婚を意のままにコントロールできてしまうと、貴族階級の中だけで排他的に結婚がなされ、互いが密接に関係し合う一部の裕福な集団を作り出してしまうことになる。富は、結婚を通して貴族階級以外にも循環させるべきであるというものである。選挙法改革の80年も前の時代であり、下院議員は、貴族ではなくとも、一般の社会では特権的な地位にいる者であることにはかわりない。上を望む彼らが、貴族院の法案に反対した最大の理由は最後のもの、つまり

自分の子供が貴族と結婚する機会を失うようなことは避けたい、というものであったと想像される。

議会を通過させることは決して容易なことではなかったのではあるが、最終的に、ロード・ハードウィック (Lord Hardwicke) 法として知られる1754年イングランド婚姻法が成立した。これにより、ユダヤ教徒とクエーカー教徒を除き、全ての結婚はイングランド国教会の教区教会内で牧師を前にして、バンズの公表または許可状をもって行われることが法制化された。結婚誓約を含めあらゆる俗結婚が違法となった。このことに加え、親または法定後見人の同意のない21才未満の者の結婚が初めて無効とされた。この21才未満の年齢規定はその後200年以上に渡って存続することになる。1970年1月、婚姻法改正により、連合王国中で成人年齢が21才から18才に引き下げられ、これ以後、成人の権利と責任として、イングランドでは18才以上の者は親の同意なしで結婚することが可能となったのである。

1754年イングランド婚姻法は1754年3月26日に施行されたのであるが、フリート結婚は最後の最後までとり行われている。完全に有効な結婚の誓いを自由にかわすことができる最後の日、1754年3月25日、フリートにある一つの結婚屋だけでも217件の結婚式が挙げられたと記録にある。この法律が施行されて以降、イングランドでは、自分の子供が親の知らぬ間に結婚をしたのではなかろうかと心配する必要はなくなったと思われていた。しかし、この法律は、1707年の連合条約で独自の法律が保障されているスコットランドには適用されるものではなかった。スコットランドでは、それまでと同じ方法で結婚することが可能であったのである。

グレトナ・グリーン結婚

1754年イングランド婚姻法が成立するまでは、イングランドの方がスコットランドよりも結婚しやすい状況にあったという。ところが、厳しい1754年イングランド婚姻法の施行後は、多くのイングランド人男女が国境を越えてスコットランドへ駆け落ち結婚をしに来るようにになった。スコットランドで結婚するのに必要なことは双方の同意であり、年齢に関わらず親の同意は要求されていなかったのである。このような駆け落ち結婚を好ましく思わないイングランド人は多くおり、スコットランドを非難する傾向があったが、これに対し、スコットランド側は、この現象は、スコットランドにおける結婚のしやすさよりはむしろ、イングランド法による結婚のしにくさに起因しているのだと反論した。

スコットランドではどこでも同じ方法で結婚ができるので、駆け落ちしてくる男女が結婚をしようとするならば、エディンバラだろうが、グラスゴーだろうが、はたまた田舎の村だろうがどこでも用は足りたのであるが、駆け落ち結婚のメッカとなったのは、スコットランド南部のダムフリーズ州にある国境近くの村、グレトナ・グリーンであった。後に「グレトナ・グリーン結婚」が駆け落ち結婚の代名詞ともなった地である。

18世紀後半、グレトナ・グリーンで結婚屋産業が成長するきっかけとなったことに関しては、フリートで結婚屋をしていた一人が、1754年イングランド婚姻法のためにフリートの結婚屋を閉じ、グレトナ・グリーンへの移転を宣伝していたことがあげられる。この者が、簡素化されたものではあったが、イングランド国教会流の結婚式をグレトナ・グリーンに導入し、じきに、他の者が彼のやり方を真似て拡大していったと考えられている。1777年、カーライルからグラスゴーにのびるターンパイクが完成し、さらには1818年には国境線のサークル川(River Sark)に新しい橋が架けられ、交通の便がよくなり、馬車の定期便が運行されるようになってからは、駈け落ち結婚の数が急増した。このターンパイクができる前は、しばしばソルウェイ湾(Solway Firth)を船で渡らなければならなかつたのである。19世紀中葉、カーライルとグラスゴーの間に鉄道が敷かれ、より多くのイングランド人がグレトナ・グリーンに来るようになった。汽車は、サークル川の国境側に位置するグレトナ・ジャンクションに停車する。結婚屋達は黒い服を身につけ、列をなして、逃亡者達を待ち受けているのである。この駅長は結婚屋が駅構内に入るのを許さず、鉄道からおよそ11メートル遠ざけていた。

どのような男女がイングランドから駈け落ちしてきたかを、二つのグループに分けて考えてみたい。一つはイングランドで結婚ができない者達、もう一つはイングランドで結婚したくない者達である。

一つ目のグループは、法的に禁じられた結婚をしにくる者達で、しばしばグレトナ・グリーンをロマンティックな舞台として話題を提供してきた。具体的には、21才未満の若者が親の同意を得られずに駈け落ちてくるというものである。これは様々なエピソードをもたらし、同時代の小説にもとりあげられたものである。グレトナ・グリーンには迅速に結婚式を挙げられる結婚屋が軒を連ねており、駈け落ちした男女を追いかけてきた親がグレトナ・グリーンに到着した時にはもう遅かった、という話が繰り返し紹介されてきた。スコットランドで駈け落ち結婚をした後、結婚が認められる年齢に達すると、イングランド国教会で結婚式を挙げる者達がいたことも知られている。また、法定年齢に達していても、親が喜んで認めてくれない結婚は現在より当時の方が多かったと思われる。両家の宗教が違っていたり、社会階級が違う場合、障害が大きいことが知られていた。バンズを公表したとしても妨害に会うのは目に見えている男女が二人の愛を全うしようと、親の反対を振り切って、国境を越えてやってくる。これらは、「認めてくれなければスコットランドに行く」という、親に対する嚇し文句としても有効であったようである。

そして、目立った話題にはなっていないが、このグループに非国教徒がいたことも考えられる。ユダヤ、クエカーを除き、イングランド国教会での結婚しか認められない現状で、国教会を離れたプロテスタント教徒、カソリック教徒等、非国教徒達はイングランドで結婚ができないのである。この時代、オックスフォード大学、ケンブリッジ大学はイングランド国教徒以外には学位を授与しないので、優秀な非国教徒達がスコットランドの大学にやってきたということも知られている。それと同じように、イングランドで結婚が認められない男女

がスコットランドにやってきたということも少なくはないと思われる。この問題に対しては、ホイッグのメルバーン首相時代の1837年、イングランド非国教徒婚姻法が施行された。これによって、イングランド国教会以外の礼拝所でも結婚式を挙げられるようになり、また、宗教結婚を希望しない者のために民事結婚が認められるようになった。このとき登録事務所が設置されたのである。

二つ目のグループは、法的にはイングランドで結婚することが可能ではあるが、イングランドで結婚したくない者達で、個人的な問題や経歴から教会でパンズを公表したくない者、旅費等を考慮しても国教会で結婚するより、スコットランドで結婚する方が安くつく者達もいた。そして、このグループには、時間的制約により迅速に結婚したい者達もいた。グレトナ・グリーンから国境をまたぎ南東に僅か15キロのところにカーライルがある。ここで毎年開かれているハイアリング・デイには、この地域に職を求める農場労働者や家政婦が集まり、労働力を求める雇い主達と会うのである。この日は、労働者の数少ない休日でもあり、彼らが結婚式を挙げができる日でもあった。記録によると、ここでハイアリング・デイにあたる日に、毎年およそ50組がグレトナ・グリーンで結婚をしている。これらの結婚の大多数は純粋な愛の結果であったと思われるが、一方で、酒を飲んだ勢いで初めて会った相手と結婚をし、次の朝には別れてしまうことや、うら若い女性を脅し、誘拐し、結婚をしてしまうという犯罪が知られていた。

1856年スコットランド婚姻法

スコットランドで駆け落ち結婚をした男女の多くは純粋な愛の到達点にあったと考えられるが、一方で、真剣に結婚を考えていない、重婚する、破廉恥な悪漢が少女を誘拐する、といった不道徳行為が指摘されていた。イングランドの善良な一般市民はこれらの問題に関して、非難の矛先を単純にスコットランドに向けた。以前フリート結婚についてなされた非難が再び引き合いに出され、スコットランド法を改正すべきだという声がイングランドで大きくなつた。

これに対し、スコットランド流の結婚式はスコットランド人の権利であって、それを悪用し不道徳な状況を引き起こしたのは、スコットランド人ではなく、大量に押し寄せたイングランド人であるとの主張がスコットランドからなされた。スコットランド流の結婚式の素朴な美しさが、複雑な儀式によって台無しにされてしまうと、強い抵抗が示されたのである。また、多くのスコットランド人は不必要的飾りに金を払う気もなかった。スコットランド人がイングランドの干渉を認めないことはよく知られている。もしイングランドがスコットランド法改正に動くなれば、断固として立ち上がると言ったスコットランド人もいた。このようなスコットランドからの反応に応えて、イングランド側は、スコットランド人の権利や法律に干渉するつもりはなく、スコットランド法によって起きるイングランド側の不道徳をなく

すことを望んでいるのだと弁明した。スコットランド人の権利を保ち、彼らの伝統的な結婚方法を残したまま、国境を越えて結婚しようとする者達だけに規制を加えるように、新しい法律が慎重に立案されたのである。

ホイッジのパームストン首相時代の1856年、ロード・ブルーアム（Lord Brougham）法として知られるスコットランド婚姻法が成立し、1857年1月1日に施行された。この法律で重要な点は、スコットランドで結婚しようとする男女のうち少なくともどちらかが、スコットランドで生まれているか、スコットランドに居住しているか、あるいは結婚をする日以前3週間に渡ってスコットランドに滞在していなければならぬことである。つまり、イングランド人を含む外国人がスコットランドで結婚をしようとする場合、3週間の滞在が必要となった。これは、スコットランド人にはクーリング・オフ期間と揶揄された。この法律が施行される前日、1856年12月31日、以前のフリート結婚の時と同じように、グレトナ・グリーンでは一軒の結婚屋だけでも60組も結婚させるほどの駆け込み結婚があった。

この法律によって、グレトナ・グリーンは元の無名な村に戻ると思われていたが、20世紀初頭、静かな結婚に対する需要が再び増したのと、観光産業が興ったことにより再び賑わいを見せた。鉄道会社がツアーを企画し、グレトナ・グリーンにも観光客が来るようになったのである。観光客が目指していたのは鍛冶屋であった。鍛冶屋が結婚式を司どったことはないと地元の住民は言うのだが、観光客は鍛冶屋を行っていたと信じていた。鍛冶屋はいつも職場におり、いつでも結婚を司どれる状況にあったために、そのような逸話が作られたものと思われる。グレトナ・グリーンには複数の結婚屋があったのであり、たとえ鍛冶屋が結婚式を司どったことがあったにしても、鍛冶屋の専売ではなかつたはずである。鍛冶屋夫婦にとってはかなり迷惑なことに、観光客は鍛冶屋に群がり、窓から中を覗くのである。やがて、それほどの需要があるのであら、観光客の見たいものを提供しようと、1907年、鍛冶屋は駆け落ち結婚の博物館としてオープンされた。鍛冶屋は博物館となっていたが、ここで結婚したいという男女が現れた。そのようなことは行われていないと結婚を止める住民と、さらに、その住民を笑って制止する住民がいて、結局、博物館の館長が呼ばれ、館長が司どり二人の証人が立って結婚式が挙げられるというエピソードがあった。1940年まで、スコットランドでは、分別のある大人であれば誰でも結婚式を司どることができたのである。これは一部住民の悪戯心からなされたものであるが、この後、続々とこの鍛冶屋で結婚式が挙げられるようになった。

20世紀初めのこの時期、結婚年齢に関して、ある事件があった。16才に満たないイングランド少女がスコットランドへ駆け落ちし、後見人の同意なしに結婚したというもので、この結婚の無効を訴える訴訟が起こされた。長期に渡って議論がなされたが、最終的にこの結婚は有効とされた。実際、1929年結婚年齢法によって初めて、16才未満の結婚が厳密に違法とされた。その後、スコットランドでは「あなたは16才以上ですか」という質問が若い男女になされるようになったである。

スコットランドでは、若くして結婚ができる状況にあったのだが、結婚は経済的自立と見なされていたので、概して結婚は遅く、通常、20代の後半で結婚していた。また、独身のままで暮らす人もいたのである。例えば1861年の国勢調査によると、50才までに結婚したことのない女性は、イングランドでは10パーセントであるのに対して、スコットランドでは20パーセントである。スコットランドのローランドにおいては、農場労働者のほとんどは未婚の男女で、6ヶ月契約で雇われ、寮のような宿舎で寝泊まりしていた。結婚をすると、南東ローランドで見られるように、コティジャーとなりそのまま農場労働者として農場に留まる例もあるが、それは極めて稀な例であって、多くの場合は他の仕事に就くよう強要される。彼らは高い移動性を持った人々で、幾つかの選択肢を持っていました。その一つが都市部への移動である。彼らは産業革命の基盤であった都市労働者となっていました。これは、都市部の方が仕事に就きやすく、独立した家庭を築きやすかった為と考えられる。³⁾

スコットランド全土における女性の初婚年齢の平均は、19世紀初頭でおよそ26才、19世紀中葉でも25才と見られている。男性の初婚年齢は、通常女性よりも2~3才上であった。また、農村部の方が初婚年齢が低かったのではないかと思われるが、実際は都市部の方が低い傾向がある。同時代のハイランド、例えば、インヴァネス州、ロス州では、19世紀初頭で、女性初婚年齢の平均は28~29才と見られ、平均よりも高い。ハイランドでは、ジャガイモ栽培の導入により食生活が安定しており、また天然痘の予防接種もあり、死亡率が低下していった。多くの移民を出していたにもかかわらず、人口が急増し、大きな社会問題にもなった。雇用機会や資源が限られていたハイランドでは、出生数を減らすために晩婚が奨励されていたのである。同じハイランドでも、西方島嶼（Western Isles）では、18世紀後半から19世紀初めにかけて、他の地域と比較すると初婚年齢は低かったといえる。そこでは、ケルプ（海藻）を燃やしてアルカリを生産する産業が栄えていた。このアルカリはリネンを脱色する際に使われたり、ガラスや石鹼の原料となり、工業地帯から大きな需要があった。この産業に必要なものは、僅かな資本と大量の労働力である。岩場のケルプを採取し、運び、燃やすには、労働力が多いほど生産高が上がる所以である。ここでは、結婚を奨励するとともに、本島スコットランドからの移民も多く受け入れていた。

結 び

1935年、議会はスコットランドにおける俗結婚を調査する委員会を設置した。この委員会はロード・モリソン（Lord Morison）に率いられていた。この委員会の報告書によると、スコットランドのいたるところで、二人の証人の前で簡単な結婚宣言をするという古いやり方で結婚する人々が依然としていた。1920年代、30年代に結婚した多くのカップルは何の問題もない大人たちであったが、一方で、親の反対などから駆け落ちてくる者達もつねにいた。以前のように、宗教・社会階級の違いにより結婚を反対されるというのに加え、大恐慌時代、

低賃金や失業による収入の不足ゆえに、収入が安定するまで結婚を先送りするように、親が子供に促すこともあった。これは、結婚が経済的自立を意味する国ならではのことであろう。さらには、単に駆け落ち結婚をすることで有名になりたいという者もいた。マス・メディアが成熟した社会であったと言えるであろう。

この委員会が設置された主な目的は俗結婚を止めさせることにあった。報告書には様々な問題も取り上げられていた。ほとんどの俗結婚が登録されていない、結婚屋が記録を保存していない、外国人に対する21日間の滞在規定に関して寛容すぎる、本来役所や教会に入るべきお金が結婚屋にいってしまっている、等々。スコットランド法改正には、反対する議員もいた。スコットランド法がイングランド法と同じところまで落ちてしまうと嘆く声もあったが、1940年、スコットランドでも、牧師によって司どられる宗教結婚か、登録官による民事結婚のみが有効な結婚と法制化され、俗結婚は法的には無効とされた。

これで、グレトナ・グリーンで行われていた鍛冶屋での結婚が違法になったとよく言われているが、これは正確ではない。正しくは、法的に認められない者が司どる結婚が違法となつたのであり、鍛冶屋であろうがどこであろうが、法的資格のある者が司どる結婚であれば合法なのである。1985年11月30日、グレトナ・グリーンの鍛冶屋において、合法で、かつ宗教的な結婚が挙げられている。これはスコットランド教会の牧師によって司どられたもので、スコットランド教会の牧師は、いつでも、どこででも、結婚を司どる資格が与えられているから可能だったのである。

グレトナ・グリーンの現在の人口はおよそ3,000人であるが、1998年の1年間で、5,500件を越える結婚式が挙げられた。スコットランド全土で届け出がなされた結婚がおよそ30,000件であるから、これはスコットランド全体の20パーセント近くを占めている。⁴⁾ 鍛冶屋の鉄床の上で行われる宗教結婚であろうと、登録事務所で行われる民事結婚であろうと、現在でもグレトナ・グリーンは世界中からカップルを引き付けているのである。

註

- 1) このIrregular Marriageは日本語で「秘密結婚」と訳されることもあるが、必ずしも秘密の結婚ではなく、また必ずしも秘密裏に行われる結婚でもなく、この言葉は誤解を招くと思われる。また、教会における「正規婚」に対して、「不正規婚」と訳しているものもあるが、この結婚は有効であり、「不正規」でも誤解を招く恐れがある。本論ではIrregular Marriageを、教会結婚の聖に対する意味を込めて、「俗結婚」と呼ぶことにする。
- 2) handfastingを日本語で単に「試験結婚」と訳すると、この風習は現在の日本でも頻繁に見られるものとなってしまうので、風習としての性格を表すため、ここでは「ハンドファスティング」と呼ぶこととする。この古い風習はローマ時代にスコットランドにもたらされたと考えられている。ローマ法では、結婚は市民の契約であり、宗教的な重要性はなかった。結婚は双方の同意の上にあり、また、容易に解消された。ローマ時代には、女性が彼女の親や後見人の許可のもと、一年の間に三日、夜に家を留守にすることなく男性と共に暮らせば、その男性の妻となるという習慣があった。また一方で、ハンドファスティングはローマ時代以前の古代ケルトの儀式から由来している可能性も指摘されている。この風習がケルト文化を受け継いだ地域で見られたということに加え、ケルト時代には、結婚を含むあらゆる契約が、大きな石に

- ある穴に双方が手を通して握ることによって結ばれたということから考えられている。これには、オークニー諸島で「オーディンの石 (Odin's Stone)」として知られているものがある。I. F. Grant, *Highland Folk Ways*, p. 362; Margaret Bennett, *Scottish Customs: from the Cradle to the Grave*, pp. 95-97; Olga Sinclair, *Gretna Green : Scotland's gift to lovers*, p. 20; Gordon Donaldson and Robert S. Morpeth, *A Dictionary of Scottish History*, p. 94.
- 3) 様々な地域研究によると、ローランドでは23-25才で農場労働を離れる人が多いことが知れる。18世紀後半、ローランドの Kilmarnockにおいては、女性の初婚年齢の平均が、農村部では26才であるのに対し、都市部では24才であった。R.A. Houston, "The Demographic Regime," in *People and Society in Scotland, Volume I, 1760-1830*, p. 18; T.M. Devine, "Urbanisation," in *People and Society in Scotland, Volume I, 1760-1830*, p. 45; T. C. Smout, *A Century of the Scottish People, 1830-1950*, pp. 171-173.
- 4) 2000年第一四半期にスコットランドで届け出がなされた結婚が3,575件、グレトナ・グリーンのある行政区の Dumfries & Gallowayにおいては 877 件 (24.53%) であった。ちなみに、スコットランドの総人口が 5,119,200 であるのに対し、Dumfries & Galloway の人口は 146,800 (2.87%) である。(Source: General Register Office for Scotland)

参考文献

- Bennett, Margaret. *Scottish Customs: from the Cradle to the Grave*. Edinburgh: Polygon, 1992.
- Carter, Ian. "Marriage Patterns and Social Sectors in Scotland before the Eighteenth Century." *Scottish Studies*, Vol.17, Part 1 (1973), pp. 51-60.
- Cannon, John. ed. *The Oxford Companion to British History*. Oxford: Oxford University Press, 1997
- Donaldson, Gordon. and Morpeth, Robert S. *A Dictionary of Scottish History*. Edinburgh: John Donald Publishers Ltd., 1977.
- Ferguson, William. *Scotland: 1689 to the Present*. Edinburgh: Mercat Press, 1990.
- Forte, A. D. M. "Some Aspects of the Law of Marriage in Scotland: 1500-1700." in *Marriage and Property*. Aberdeen University Press, 1984, pp. 104-118.
- Fraser, W. Hamish. and Morris, R. J. eds. *People and Society in Scotland, Vol. II, 1830-1914*. Edinburgh: John Donald Publisher Ltd., 1990.
- Grant, I. F. *Highland Folkways*, London: Routledge, 1961.
- Hill, Ann. ed. *The Cambridge Historical Encyclopedia of Great Britain and Ireland*. Cambridge: Cambridge University Press, 1985.
- Hunter, James. *The Making of the Crofting Community*. Edinburgh: John Donald, 1976.
- Kelsall, Helen and Keith. *Scottish Lifestyle 300 Years Ago: New Light on Edinburgh and Border Families*. Edinburgh: John Donald Publishers, 1986.
- Kenyon, J. P. ed. *A Dictionary of British History*. Ware: Wordsworth, 1992.
- Kyd, James Gray. ed. *Scottish Population Statistics including Webster's Analysis of Population 1755*. Scottish History Society, Vol.XLIV, 1952.
- Rehfisch, Farnham "Marriage and the Elementary Family among the Scottish Tinkers." *Scottish Studies*, Vol. 5: Part 2 (1961), pp. 121-148.
- Scott, Walter. *Manners, Customs, and History of the Highlanders of Scotland*. New York: Barnes & Noble, 1993.
- Sinclair, Olga. *Gretna Green : Scotland's gift to lovers*. Norfolk: Dove House, 1997.
- Smout, T. C. *A History of the Scottish People 1560-1830*. London: William Collins, 1969.
- Smout, T. C. *A Century of the Scottish People, 1830-1950*. London: Collins, 1986.
- The Statistical Account of Scotland*. 21 vols. Edinburgh: 1791-99. reissued 1983.
- The New Statistical Account of Scotland*. 15 vols. Edinburgh: William, 1845.